

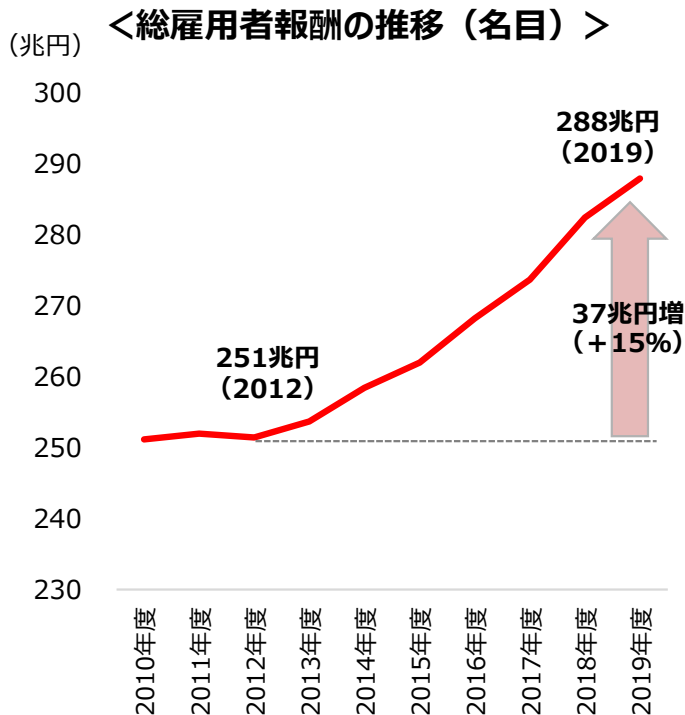
令和4年度 経済産業関係 税制改正等

令和4年2月
経済産業省

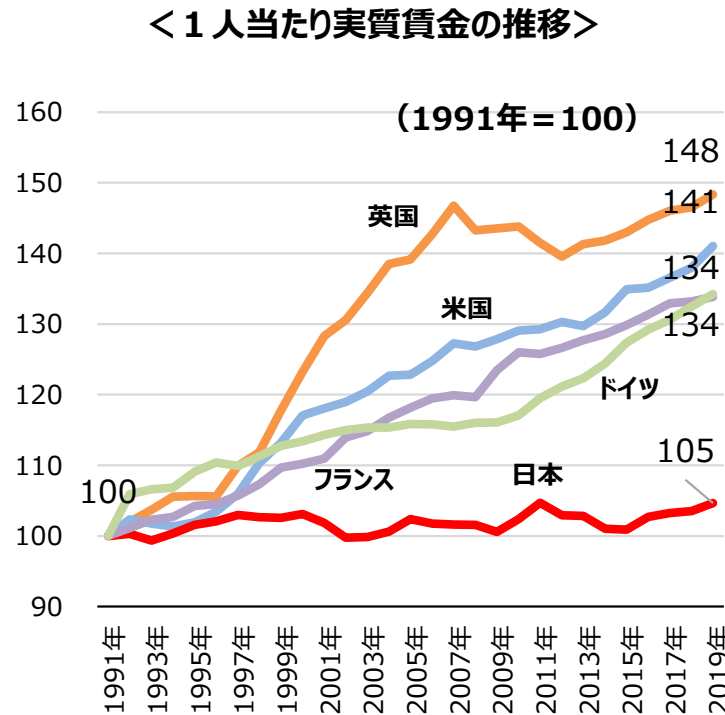
1. 「成長と分配の好循環」の実現に向けた税制措置

(1-1) 賃上げ税制抜本強化の背景

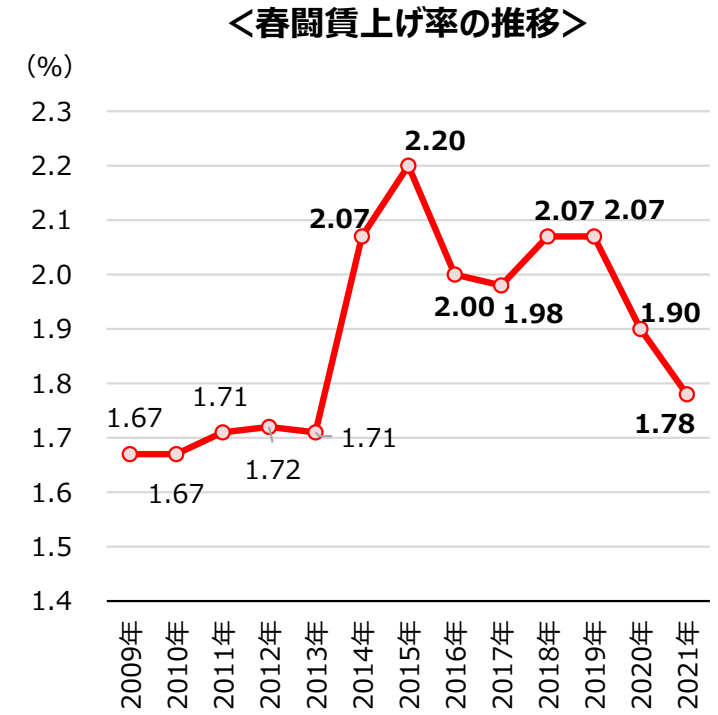
- 2013年度から2019年度にかけて、政策効果も相まって雇用者数が増加したことも寄与し、**総雇用者報酬は37兆円と大きく増加した**。他方で、1人当たりの実質賃金は、他の先進国と比較しても十分に伸びておらず、今後は、**1人当たりの実質賃金を伸ばしていくことが重要**。
- いわゆる賃上げ税制については、2013年度からの5年間は、賃上げだけではなく雇用増でも適用可能な制度であった。また、足下ではコロナ禍における雇用対策を目的に、新卒等の新規雇用者のみを対象とした制度となっていた。これを見直し、**1人ひとりの賃上げ促進に寄与する税制へと抜本的に強化する**。
- また、春闘賃上げ率は2012年以前は、1.6%～1.7%台と低迷していたところ、**2013年より急上昇し、2%台を維持**。しかし、**直近は1.7%台まで低下しており、反転上昇させることが重要**。



(出所) 内閣府「国民経済計算」を基に経済産業省作成。



(出所) OECD.Statを基に経済産業省作成。



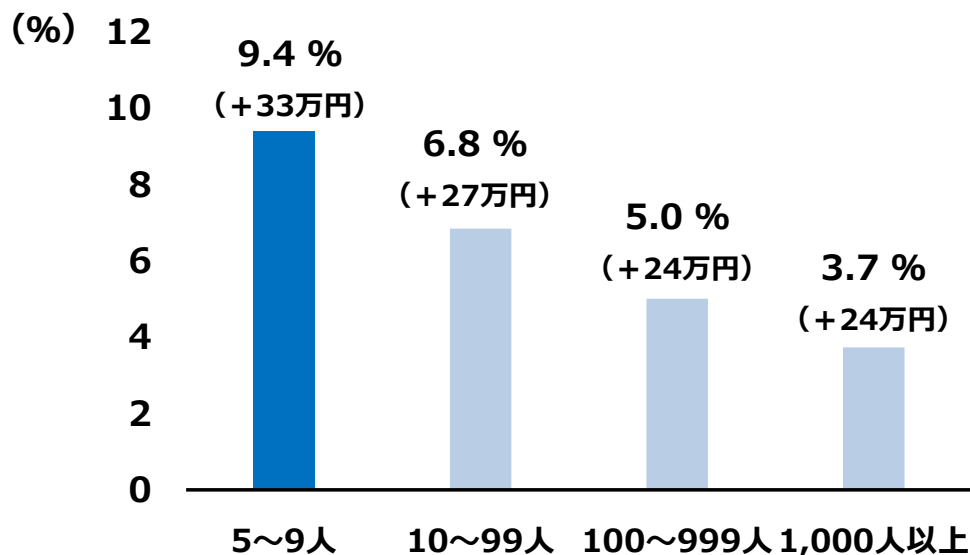
(出所) 日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答結果」を基に経済産業省作成。

(1-1) 民間企業の賃上げに向けた政府全体の取組

- 民間企業の賃上げに向けては、「**成長と分配の好循環**」の実現が重要であり、政府としては、先に決定した財政支出55.7兆円規模の経済対策や、賃上げ税制の抜本強化に加え、
 - ①赤字でも賃上げする中小企業について補助金の補助率を引き上げる特別枠の設定、
 - ②下請Gメン倍増による下請取引の適正化、
 - ③「パートナーシップ構築宣言」の拡大など中小企業が原材料費や労務費の上昇分を適切に転嫁できるように、施策パッケージの策定と産業界への働きかけの実施、などの環境整備に全力で取り組む。
- なお、**税制を活用できる黒字中小法人（資本金1億円以下）は100万者を超え、その企業で働く従業員数は1,600万人を超えるとの試算**もあり、中小企業向け税制の強化にも一定の効果が期待される。

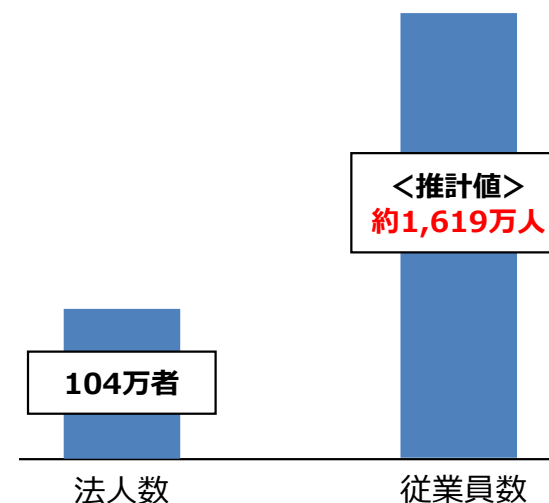
＜企業規模別 正社員給与の伸び率＞

2010年→2018年の伸び率（括弧内は増加額）、年給（含む賞与）ベース



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

＜中小法人のうち黒字法人の法人数・従業員数＞



(補足) 資本金1億円以下の中小法人のうち、黒字法人は38.2%（104万者）、その企業で働く従業員数は、推計値ではあるが、中小法人で働く従業員数の46.9%（約1,619万人）

(出典) 国税庁「会社標本調査」、中企庁「中小企業実態基本調査」を基に経済産業省作成

(1-1) 大企業※向け賃上げ促進税制 (所得税・法人税・事業税) ※主に資本金1億円超

見直し・延長

- 成長と分配の好循環の実現に向けて、企業が得た利益を従業員に還元するよう賃上げを促進することが重要であり、このために必要な措置を大胆に講じる。

改正概要

【適用期限：令和5年度末まで】

- ✓ **継続雇用者の給与**（給与等支給総額）が前年度比**3%以上増加**した場合に、**雇用者全体の賃上げ額**（給与増加額）の**15%を税額控除**。また、前年度比**4%以上増加**した場合には、**25%の税額控除**。
- ✓ さらに、人的投資の要件を満たした場合には税額控除率が5%上乗せとなり、**最大30%の税額控除**。

【賃上げ要件】

継続雇用者※1の給与等支給総額が
前年度比**4%以上増加**
⇒ 給与増加額の**25%税額控除※2**

or

継続雇用者※1の給与等支給総額が
前年度比**3%以上増加**
⇒ 給与増加額の**15%税額控除※2**

ただし、資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上の企業については、**従業員や取引先などのマルチステークホルダーへの配慮についての方針（賃上げに関するものも含む）の公表**が必要



【上乗せ要件：人的投資】

教育訓練費が
前年度比**20%以上増加**
⇒ **さらに税額控除率を5%上乗せ※2**

- ※1 継続雇用者とは、当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者。
- ※2 控除上限は法人税額等の20%。また、税額控除の対象となる給与等支給総額は雇用保険の一般被保険者に限られない。

(1-1) 中小企業向け賃上げ促進税制 (所得税・法人税・法人住民税)

見直し・延長

- 「成長と分配の好循環」に向けて、中小企業全体として雇用を確保しつつ、積極的な賃上げや人材投資を促すことが必要。
- 一人一人の賃上げや雇用の確保により給与総額を増加させる中小企業を支援。特に、より大幅な賃上げや人的投資を行う企業については、大胆な税額控除を適用。

改正概要

【適用期限：令和5年度末まで】

- ✓ **雇用者全体の給与（給与等支給総額）が前年度比1.5%以上増加した場合に、その増加額の15%を税額控除。**また、**前年度比2.5%以上増加した場合には、30%の税額控除。**
- ✓ さらに、人的投資の要件を満たした場合には税額控除率が10%上乗せとなり、**最大40%の税額控除。**

【賃上げ要件】

雇用者全体の給与（給与等支給総額）が
前年度比**2.5%以上**
⇒ 給与増加額の**30%税額控除**※

or

雇用者全体の給与（給与等支給総額）が
前年度比**1.5%以上**
⇒ 給与増加額の**15%税額控除**※



【上乗せ要件：人的投資】

教育訓練費が
前年度比**10%以上増加**
⇒ **さらに税額控除率を10%上乗せ**※

※ 控除上限は法人税額等の20%。また、税額控除の対象となる給与等支給総額は雇用保険の一般被保険者に限られない。

(参考) 租税特別措置の不適用措置の見直しについて

- 本措置は、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げにも投資にも特に消極的な大企業に対し、研究開発税制などの一部の租税特別措置の税額控除の適用を停止する措置。

現行制度

- 適用対象：資本金1億円超の大企業
- 措置内容：以下3つの要件「全て」に該当する場合、その法人には一部の租税特別措置の税額控除を適用しない。
 - ① 所得金額が前年度の所得金額を上回ること
 - ② 継続雇用者給与等支給総額が、前年度以下であること
 - ③ 国内設備投資額が、当期の減価償却費の総額の3割以下に留まること

今回の改正部分

左の②の要件について、

資本金10億円以上かつ
従業員数1,000人以上の企業で、
前年度に黒字の企業については、

「継続雇用者給与等支給総額が、前年度から1%（R4年度は0.5%）以上増加していないこと」に見直し

対象となる租税特別措置

研究開発税制、地域未来投資促進税制、5G導入促進税制、
デジタルトランスフォーメーション投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制

(1-2) オープンイノベーション促進税制の拡充・延長 (法人税、法人住民税、事業税)

拡充・延長

- コロナ禍で世界の社会・ビジネス環境が目まぐるしく変わる中、オープンイノベーションの重要性は一層高まっている。
 - 大企業は、自前主義を脱し、スタートアップが持つ革新的な技術やビジネスモデルを取り入れ、新しい領域へスピード感を持ってチャレンジをしていくことで、新たな勝ち筋を見出し、大胆な投資を実行する
 - イノベーションの担い手であるスタートアップ企業は、本税制を通じ、大企業等が有する資金だけでなく、販路・技術・人材を活用することで、事業の成長に繋がる
- こうした動きを加速化するため、一定の要件を満たす場合には設立15年未満のスタートアップ企業も対象にするなどの拡充を行った上で、適用期限を2年間延長する。

改正概要

【適用期限：令和5年度末まで】



出資法人：事業会社
(国内事業会社又はその国内CVC)

● **5年間の株式保有**
⇒ **保有期間を3年間に短縮【拡充】**

出資：所得控除25%

資金などの経営資源

革新的な技術・ビジネスモデル



出資先：スタートアップ
(設立10年未満の国内外非上場企業)
⇒ **設立15年未満も対象に追加【拡充】**
(売上高研究開発費比率10%以上かつ赤字企業が対象)

(参考 1 - 1) 事業会社×スタートアップ企業のオープンイノベーションの具体事例①

- 本制度はコロナ禍の2020年4月にスタート。コロナ禍で企業間の接触が難しい中でも、ヘルスケア・バイオ・宇宙など様々な分野で、新たな案件が成立。

①ヘルスケア

出資企業

高精度な血圧測定技術

+

スタートアップ企業

心電図の解析技術

ビッグデータを活用し、血圧データと心電図の統合解析による心疾患リスクを予測するアルゴリズムを共同で開発。心疾患の発症予防の実現を目指す。



心電計付血圧計

②バイオ

出資企業

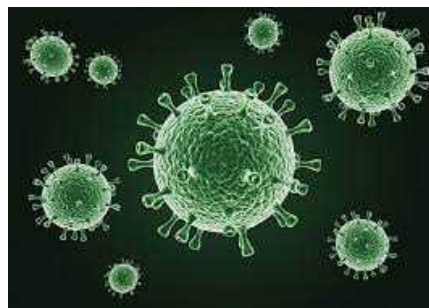
医薬品開発に係る技術・設備や顧客データ

+

スタートアップ企業

「腫瘍溶解性ウイルス」(*)に係る技術
(*) がん治療に有効なウイルス

出資企業が有する技術や設備等のリソースをスタートアップ企業に開放し、がん患者への負担の少ないがん治療薬の開発・展開を目指す。



③宇宙

出資企業

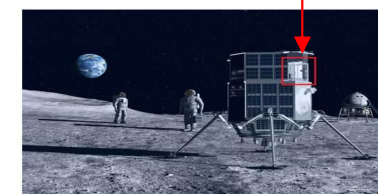
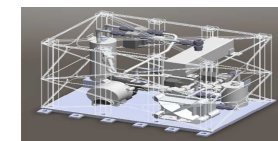
水を電気分解し、水素化できる技術

+

スタートアップ企業

月面に機械装置を着陸する技術

月面に存在する水を電気分解し、将来的な宇宙空間での水素エネルギーの利活用の実現を目指す



(参考 1 - 2) 事業会社×スタートアップ企業のオープンイノベーションの具体事例②

④ AI

出資企業

自動車装置の開発に関する知見・環境

+

スタートアップ企業

エッジコンピューティング用AI開発

自動車の周辺の障害物をAIによって検知し、駐車場内での完全自動駐車の技術を共同開発する。



⑤ モビリティ（空飛ぶクルマ）

出資企業

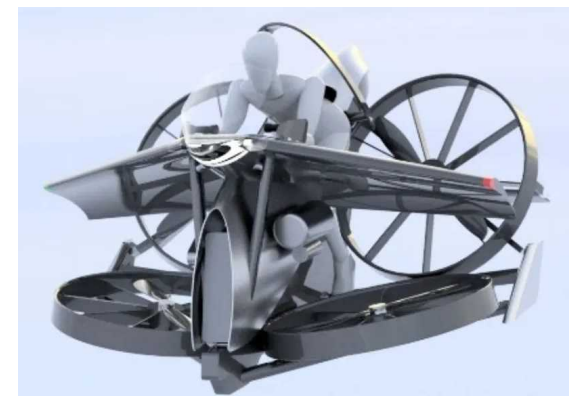
自動車部品の設計・製造

+

スタートアップ企業

空飛ぶクルマの開発

出資企業の設計技術、製造体制を活用し、空飛ぶクルマの開発・量産を目指す。



(参考2) 設立10年以上のスタートアップ企業の例

- バイオ・素材・宇宙など事業化までに長期の研究開発期間を要する分野のスタートアップ企業や未上場の間に積極的な成長投資を行うスタートアップ企業等においては、設立10年以上経過しても、事業拡大のために事業会社が有する資金・技術・販路等が必要なケースも存在。
- そのため、売上高研究開発費比率10%以上かつ赤字の場合に限り、設立15年未満のスタートアップ企業を本制度の対象に追加する。

Spiber株式会社（素材）

- 2007年設立（日本発スタートアップ企業）
- 人工合成技術を駆使した新素材、構造タンパク質の「ブリュード・プロテイン」を開発
- 大企業との資本提携を契機に、研究開発を加速し、その後2019年に初製品化。2021年春には量産プラントの生産を開始し、グローバル展開予定。ユニコーン企業に成長



(1-3) 5G導入促進税制の見直し・延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

- 5Gは、人手不足をはじめとする地域の社会課題の解決に資する重要インフラ。自動走行・自動配送、救急搬送の高度化、防災・減災、農業や工場等のスマート化など、用途は多岐にわたる。
- 過去2年で「超低遅延(リアルタイム)」「多数同時接続」という5Gの特徴を最大限発揮するための新技術 (基幹通信に係る新技術、通信全体での5G機能の最大発揮という趣旨で「スタンドアロン化」という。) の社会実装が可能に。

5Gの特徴

- **超高速・大容量 : 現行4Gの10倍**
 - 4G以上の高速大容量通信によって、4K/8Kを始めとする大容量コンテンツも高速に伝送
- **超低遅延 (リアルタイム) : 現行4Gの1/10**
 - 4Gでは安全性の観点から実現が難しいとされていた、自動運転や救急搬送の高度化も可能
- **多数同時接続 : 現行4Gの40倍**
 - 膨大な数のセンサーや端末が必要なスマート工場なども可能

過去2年で、これらの特徴を最大限発揮する新たな技術の社会実装が可能に。

高品質5Gインフラの全国整備

農家が農業を高度化する
自動農場管理



事業主が工場へ導入
スマートファクトリ



建設現場で導入
建機遠隔制御



自治体等が導入
河川等の監視



医療の現場で導入
救急搬送の高度化



ドクターカー

- 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、特に地方での基地局整備を加速化すべく制度を見直した上で、適用期限を3年間延長し、税額控除率を階段状にすることで、今後3年間での集中的な整備を促進する。

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

全国・ローカル5G導入事業者



5Gシステム導入計画 (主務大臣の認定)

事業者 (全国・ローカル5G導入事業者) が提出する以下の基準を満たす計画を認定

<認定の基準>

- ①安全性・信頼性、②供給安定性、③オープン性



計画認定に基づく設備等の導入

対象設備の投資について、課税の特例 (税額控除等)

<課税の特例の内容>

控除額は当期法人税額の20%を上限

対象事業者	税額控除		特別償却
全国5G導入事業者	条件不利地域 ※1	令和4年度：15% 令和5年度：9% 令和6年度：3%	30%
	その他地域	令和4年度：9% 令和5年度：5% 令和6年度：3%	
ローカル5G導入事業者		令和4年度：15% 令和5年度：9% 令和6年度：3%	30%

<対象設備>

- 全国5Gシステム※2、3
 - 基地局の無線設備 (屋外に設置する親局・子局)
- ローカル5Gシステム※4
 - 基地局の無線設備
 - 交換設備
 - 伝送路設備 (光ファイバを用いたもの)
 - 通信モジュール

※1 別途定める過疎地域等の条件不利地域を指す
 ※2 マルチベンダー化・SA (スタンドアロン) 化したものに限る
 ※3 その他地域については、多素子アンテナ又はミリ波対応のものに限る (令和5年度末まで)
 ※4 先進的なデジタル化の取り組みに利用されるものに限る

2. コロナ禍の経済情勢に対応する 中小企業・小規模事業者の事業継続・成長への支援

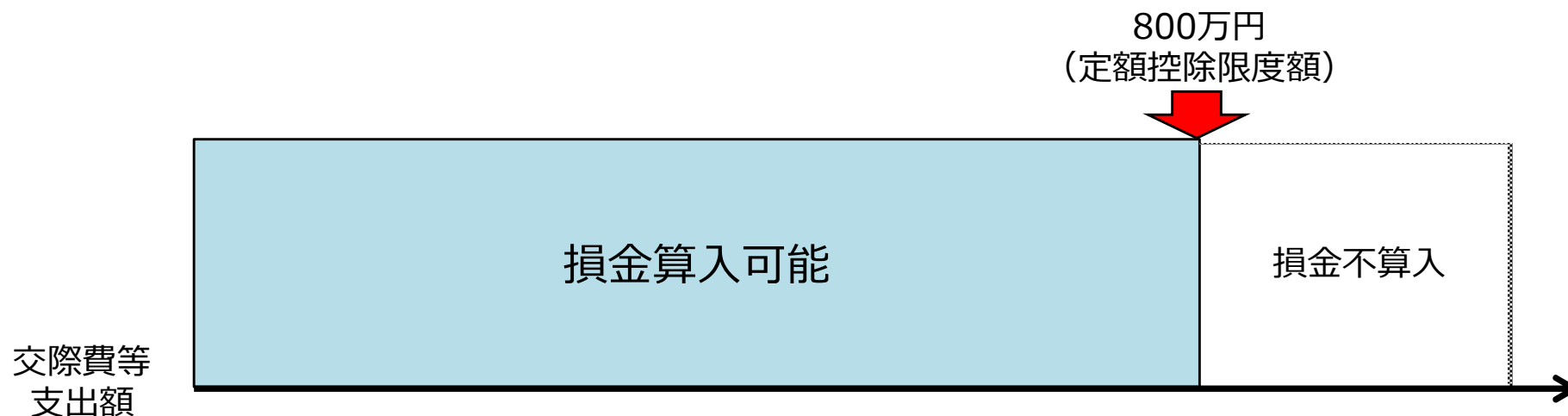
(2-1) 交際費課税の特例措置の延長 (法人税・法人住民税・事業税)

延長

- 法人が支出した交際費等は原則として損金に算入できないこととされているが、特例として、**中小法人については定額控除限度額（800万円）までの交際費等を全額損金算入**することが可能。
- 販売促進手段が限られている中小法人にとって、交際費等は事業活動に不可欠な経費であること等を踏まえ、本制度の**適用期限を2年間延長**する。

改正概要

【適用期限：令和5年度末まで】



「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。

得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

※1人当たり5,000円以下の飲食費は、交際費等の範囲から除外されている。

【参考】中小法人については、上記特例措置（※1）と交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金に算入することができる措置（大法人も適用可能※2）との選択適用が可能。

※1 平成25年度税制改正で、定額控除限度額の引上げ（600→800万円）、損金算入割合の拡充（90→100%）が行われた。

※2 平成26年度創設。令和2年度税制改正で、資本金の額等が100億円超の大法人については適用外となった。

(2-2) 少額減価償却資産の特例措置の延長 (所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

延長

- 中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却(全額損金算入)することが可能。
- ①償却資産の管理などの事務負担の軽減、②事務処理能力・事務効率の向上を図るため、本制度の適用期限を2年間延長する。

改正概要

【適用期限：令和5年度末まで】

○適用対象資産から、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除く

	取得価額	償却方法
中小企業者等のみ	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却※1 (残存価額なし)
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)

← 合計300万円まで

本則※2

※1 10万円以上20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

※2 本則についても、適用対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産が除かれる。

(2-3) 土地に係る固定資産税の経済状況に応じた措置 (固定資産税・都市計画税) 【国土交通省主管】

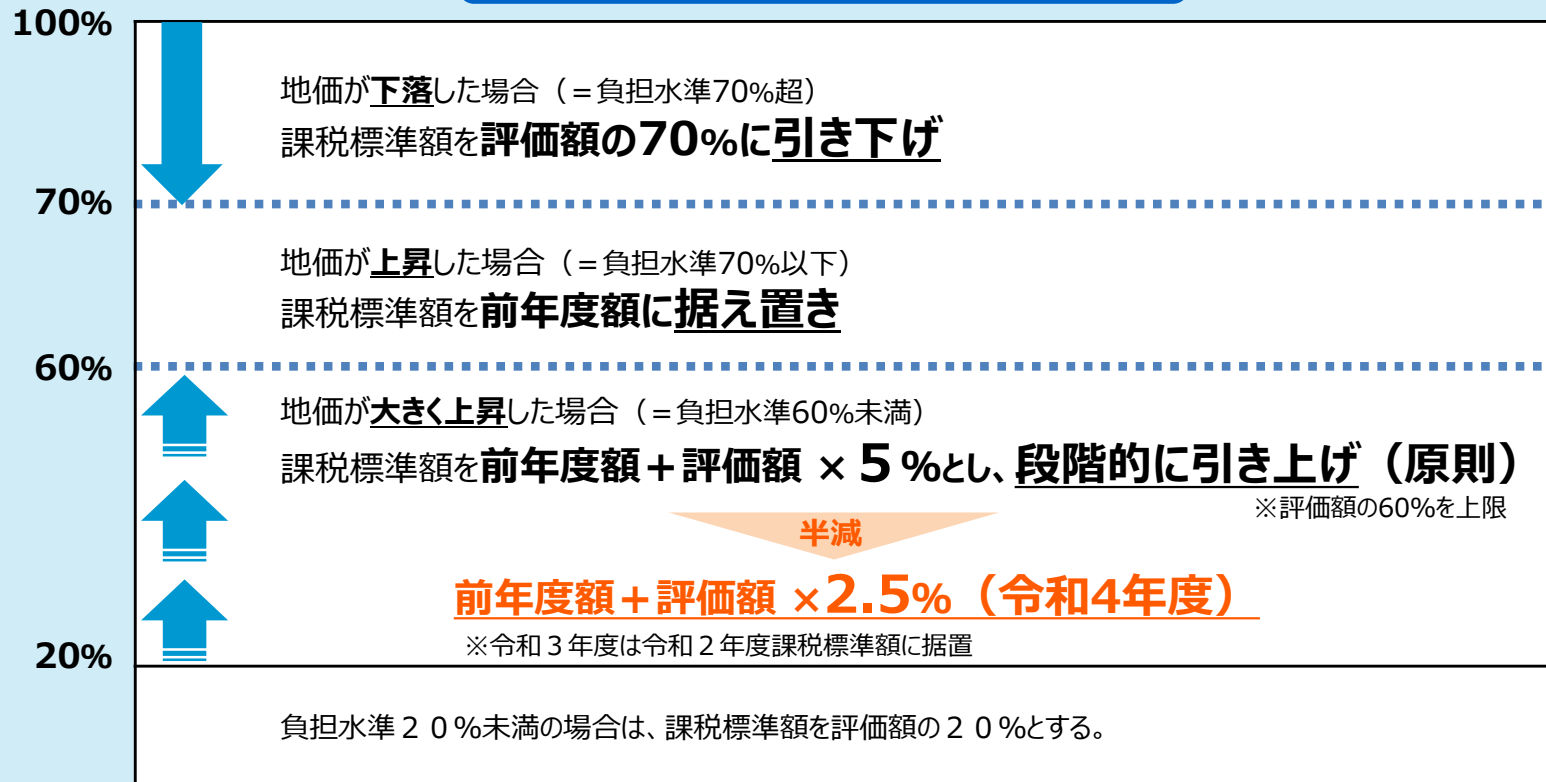
その他

- **土地（商業地等）に係る固定資産税**について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、**令和4年度**は、**課税額が上昇する土地**について、**税額上昇分を半減**する措置を講じ、税負担の増加を緩和する。



負担水準
(前年度課税標準額÷当該年度評価額)

負担調整措置 (商業地等)



※都市計画税についても同様の措置

(2-4) 事業承継税制における所要の措置 (相続税・贈与税)

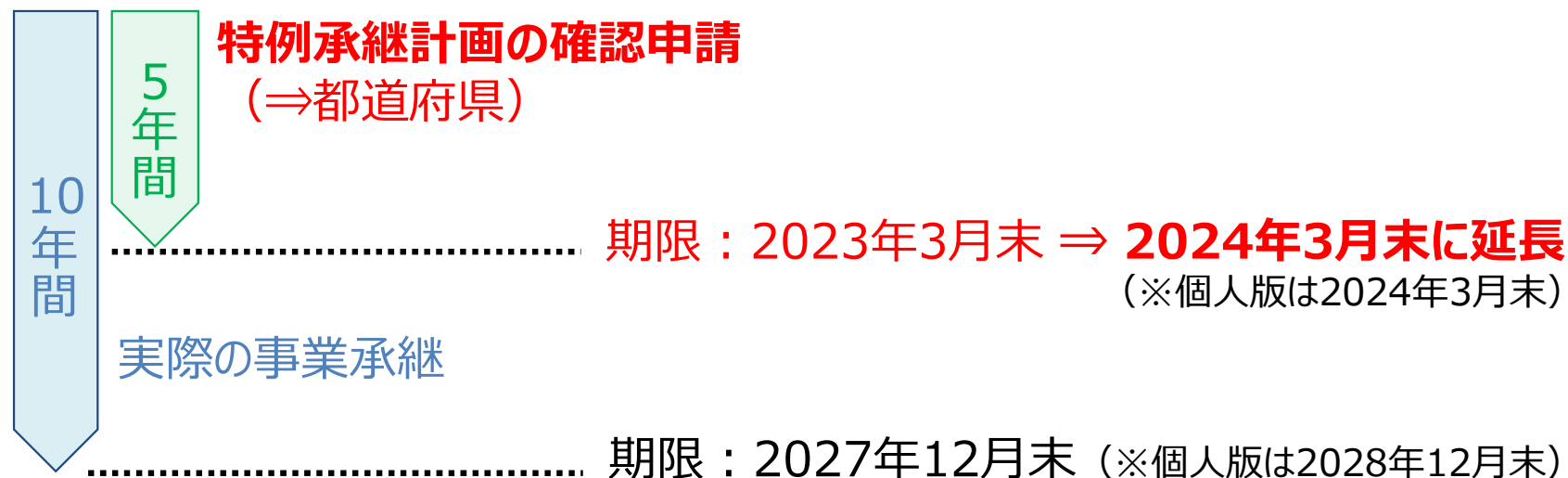
拡充

- 事業承継税制は、事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロにする時限措置。
(※法人版：平成30年度抜本拡充、個人版：平成31年度新設)
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、法人版の特例承継計画の確認申請の期限を1年延長する。

改正概要

○法人版事業承継税制における特例承継計画の確認申請の期限を1年延長

事業承継税制の主な活用プロセス



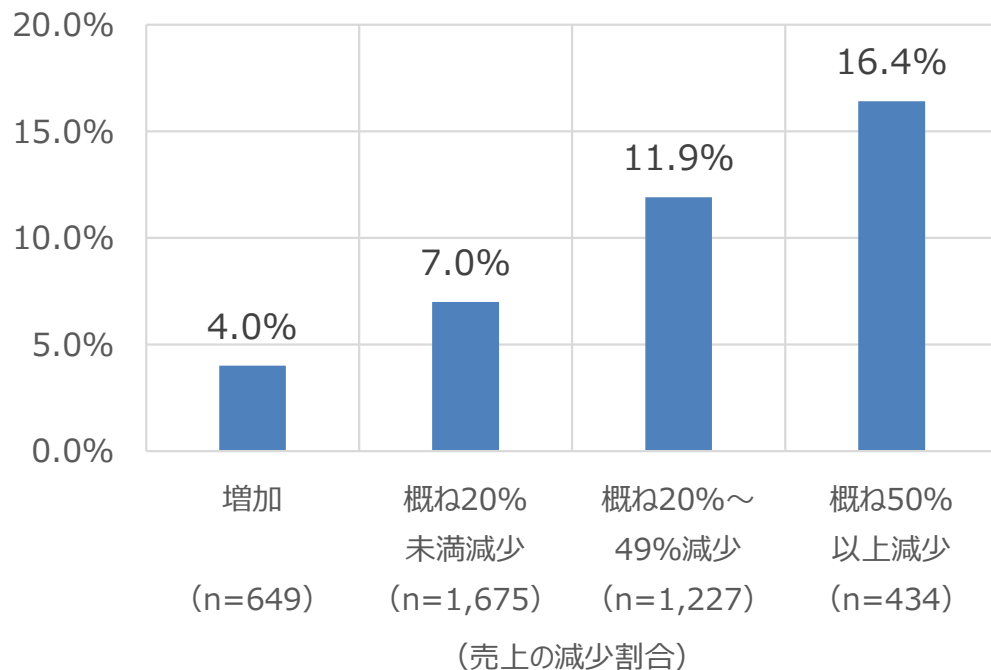
(参考) 新型コロナウイルス感染症による事業承継への影響

- 新型コロナウイルス感染症の影響により承継時期を後ろ倒しする傾向にあり、事業承継税制の特例承継計画の申請ペースは鈍化している。

新型コロナウイルス感染症の影響による売上増減率と事業承継時期の変更（後ろ倒し）

新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少した事業者ほど事業承継を後ろ倒しにする傾向

(承継時期を後ろ倒しにする割合)



特例承継計画の提出件数の推移



【資料】 日本商工会議所「事業承継と事業再編・統合の実態に関するアンケート」
(2021年3月)

3. カーボンニュートラル実現とエネルギー安定供給確保 の両立に向けたエネルギー・環境政策の再構築

(3-1) ガス供給業の収入金課税の見直し (事業税)

- 法人事業税は、通常、企業の所得（≒利益）などに応じて課税される一方、ガス供給業には、収入金額（≒売上）に応じて課税される仕組みとなっている（収入金課税）。
- 来年4月に大手3社の導管部門の法的分離が行われ、他燃料や新規参入者との競争が進展し、大手についても経過措置料金規制が解除されたことを踏まえ、ガス供給業の製造・小売事業について、
 - (1) 導管部門の法的分離の対象となる**大手ガス事業者等**については、収入金課税の4割を見直し、一般の課税方式に適用されている**付加価値割 + 資本割**を組み入れ。
 - (2) その他の**中堅・中小ガス事業者等**については、一般の事業と同じ課税方式に見直し。

改正概要

【現行】

法人事業税
収入割
1.3%

※大手・中堅ガス事業者や経過措置料金規制の残る中小ガス事業者等

【改正後】

**収入金課税の4割を見直し、
付加価値割 + 資本割を組み入れ**

大手ガス事業者等

※法的分離の対象となる3社の供給区域においてLNG基地を維持・運用するガス事業者 (=特定ガス供給業)

法人事業税 収入割 0.78%	付加価値割 0.77%
	資本割 0.32%
6	4

中堅・中小ガス事業者等

※大手ガス事業者等以外のガス事業者 (=一般ガス供給業)

一般の事業と同じ課税方式に見直し

法人事業税 所得割 3.6%	付加価値割 1.2%
	資本割 0.5%

※資本金1億円以下の企業は、所得割9.6%。

(3-2) 電気供給業の収入金課税の見直し (事業税)

継続検討

- 法人事業税は、通常、企業の所得（≒利益）などに応じて課税される一方、電気供給業は、令和2年度に一部見直しが行われたものの、収入金額（≒売上）に応じて課税される仕組みが存続。（収入金課税）。
- このため、令和4年度税制改正においては、与党税制改正大綱 第三 検討事項において、「事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。」ことが明記された。

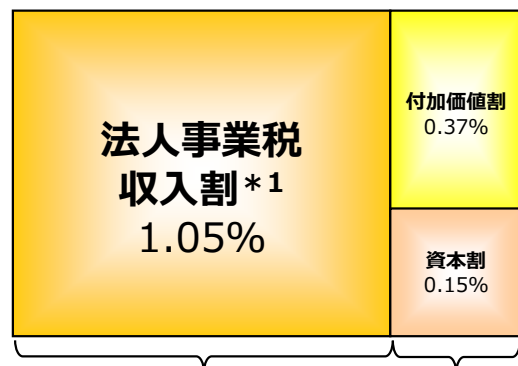
【～2019年度】



収入金課税のみ

現行制度 【2020年度～】

発電・小売事業
(資本金1億円超の法人の場合)



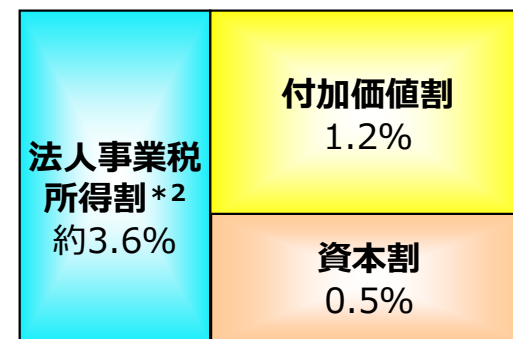
収入割 外形標準課税

(*1) うち0.3%は特別法人事業税に係る税率

一般の事業と異なる
課税方式が存続

要望内容

一般の事業と同様の課税方式に



所得割 外形標準課税

(*2) うち2.6%は特別法人事業税に係る税率

第三 検討事項（抜粋）

電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。

(3-3) 海外投資等損失準備金の延長 (法人税・法人住民税)

延長

- 資源のほぼ全量を輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、自主開発の推進を図ることが極めて重要。
- 他方、資源開発には、長期間、巨額の費用を要し、コスト及びリスクが高い。
- 海外における資源探鉱・開発に当たり、**プロジェクト失敗等のリスクに備えるための準備金の積立て及び損金算入を認める措置を2年間延長**する。

改正概要

【適用期限：令和5年度末まで】

○海外で資源の探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、一定割合（※）の準備金の積立て及び損金算入を認める制度。

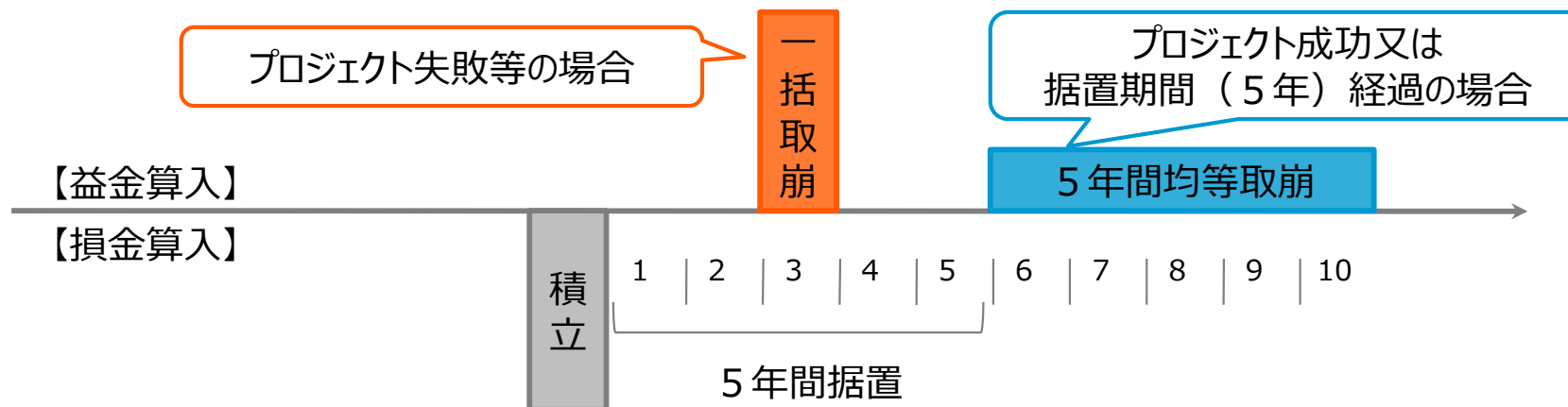
※探鉱の場合は出資額の50%、開発の場合は出資額の20%

【対象】

石油、天然ガス、金属鉱物

【準備金の取崩し方法】

- ・プロジェクト失敗等の場合は、一括で取崩す。
- ・プロジェクト成功又は据置期間経過の場合、6年目以降、5年間に渡って均等で取崩す。



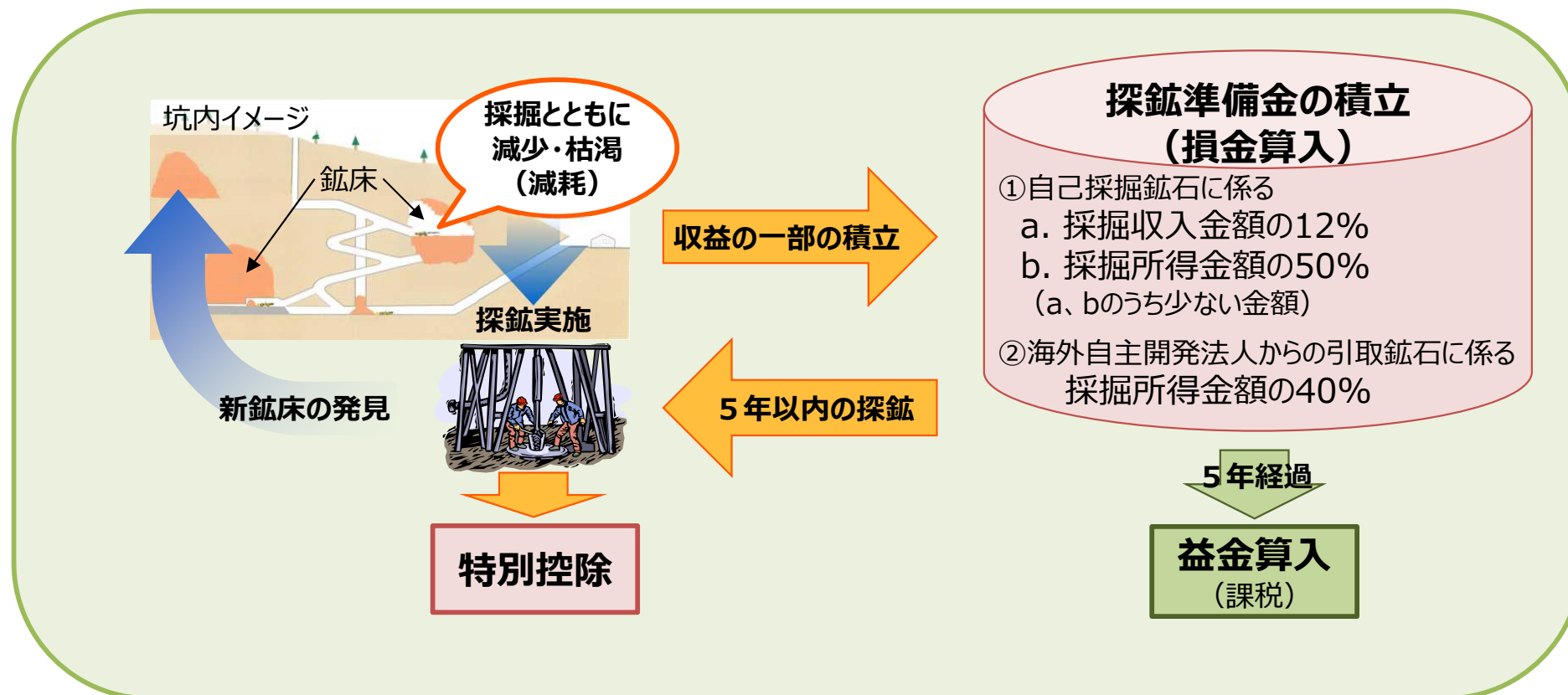
(3-4) 減耗控除制度の延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

延長・見直し

- 鉱業を営む者が、採掘鉱物の販売収入又は採掘所得の一部を採鉱準備金として積み立て、実際に採鉱費用に充てた場合に、一定額の特別控除を認める制度。
- 石油・天然ガス、金属鉱物資源等の安定供給を確保するため、対象鉱物を一部見直したうえで、減耗控除制度を3年間延長する。

改正概要

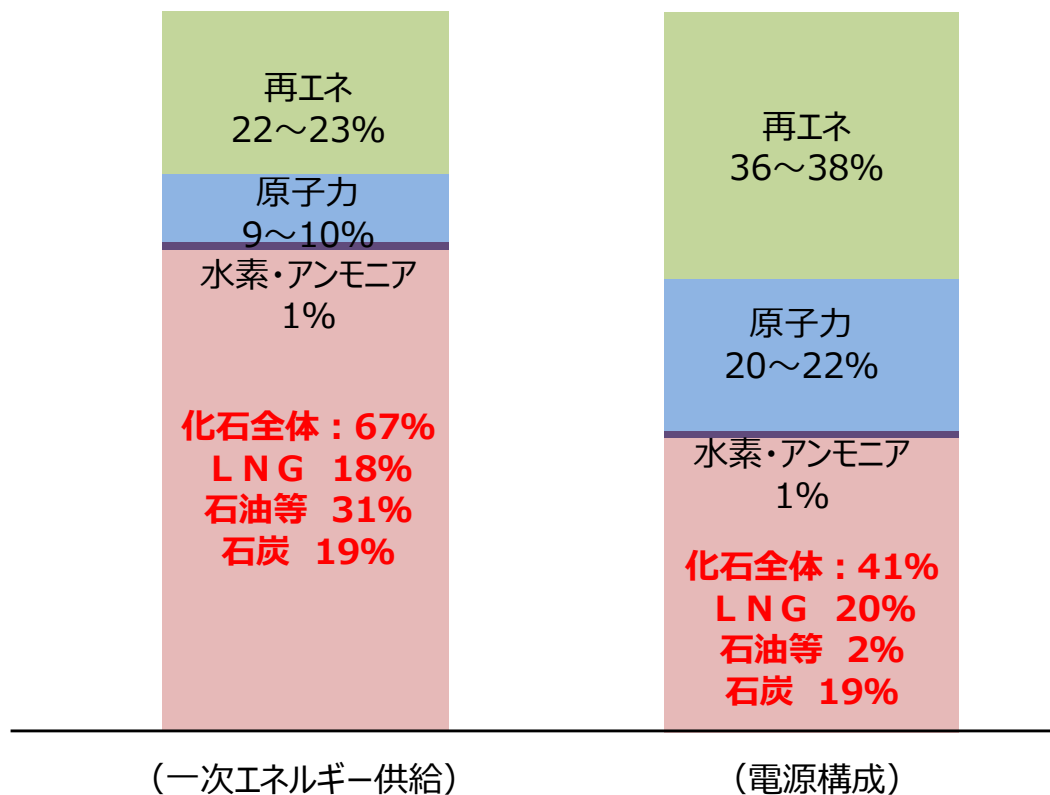
【適用期限：令和6年度末まで】



(参考 1) カーボンニュートラル時代における石油・天然ガス等の重要性

- エネルギーは、国民生活や経済活動を支える基盤。いかなる状況にあっても、安定供給の確保が不可欠。
- 石油は災害時におけるエネルギーの「最後の砦」として、また天然ガスは、カーボンニュートラル社会への移行期に加え、カーボンニュートラル社会の実現後も引き続き重要なエネルギー源であり、化石エネルギーの安定供給確保の重要性は変わらない。
- むしろ、いかなる情勢変化にも柔軟に対応する基盤として、石油・天然ガス等の「自主開発比率」を可能な限り高めることはこれまで以上に重要となる。

2030年度におけるエネルギー需給の見通し (令和3年10月22日)



(参考2) カーボンニュートラルに向けた安定的な鉱物資源確保の重要性

- 2050年カーボンニュートラルに向けては、様々な部門でのエネルギー転換が必須であり、これらの実現に必要な不可欠な鉱物資源を安定的に確保していくことが必要。
- 特に、レアメタルは、グリーン・デジタル等の先端技術・産業において、製品の高機能化等を実現する上で重要な蓄電池・モーター・半導体等の部品の生産に必要不可欠。

<各種レアメタルのグリーン・デジタル等の先端技術・産業での使用例>



二次電池、蓄電池



電気自動車



風力発電機器
(モーター等)



燃料電池



通信機器

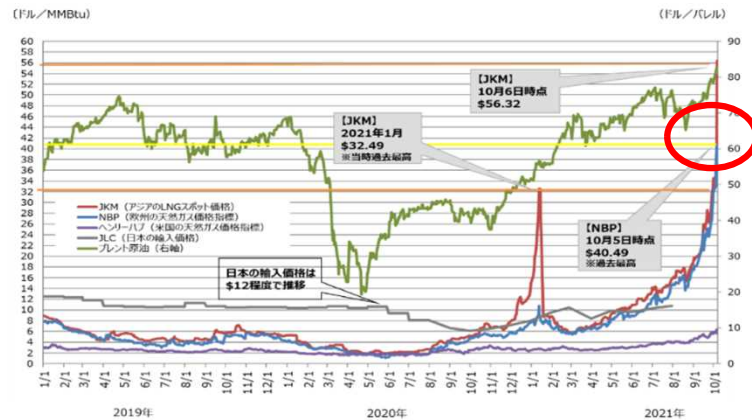
部材	必要となるレアメタル
電子部品(IC, 半導体, 接点等)	タンタル、ガリウム、インジウム、フッ素等
モーター(レアアース磁石)	レアアース(ネオジム、ジスプロシウム)等
リチウムイオン電池(電極材)	リチウム、コバルト、ニッケル、グラファイト等
燃料電池(電極材、触媒)	ニッケル、レアアース、プラチナ等

※ 電気自動車等の生産には、電線や電子部品等に使う銅などのベースメタルも不可欠であり、それらの需要も増加の見通し。

(参考3) 石油・天然ガス、鉱物資源分野における直近の環境変化に伴う課題

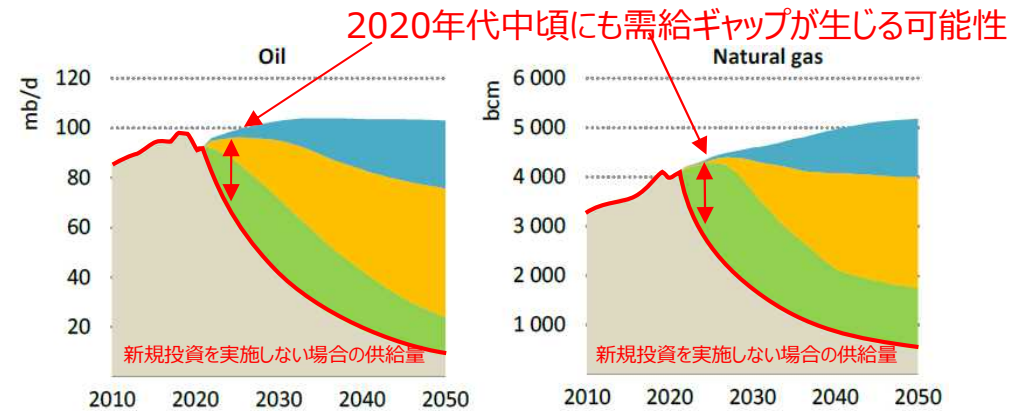
- 石油はIEAのいずれのシナリオにおいても2050年より前に需要のピークを迎え、ガスについては、STEPS（公表政策シナリオ）では2050年まで需要が増加し続ける。
- 鉱物資源は、STEPSによると、2040年の需要が20年比で銅1.7倍、コバルト6.4倍、リチウム約13倍、ニッケル6.5倍、レアアース3.4倍と予想。
- 今後十分な上流投資がなければ、将来的な供給不足と需給ひっ迫や価格高騰につながり、石油・天然ガス・金属鉱物資源等の安定供給確保に向けた大きなリスクとなる。

＜原油・LNG・天然ガス価格の推移＞



(出所) IEA World Energy Outlook 2021

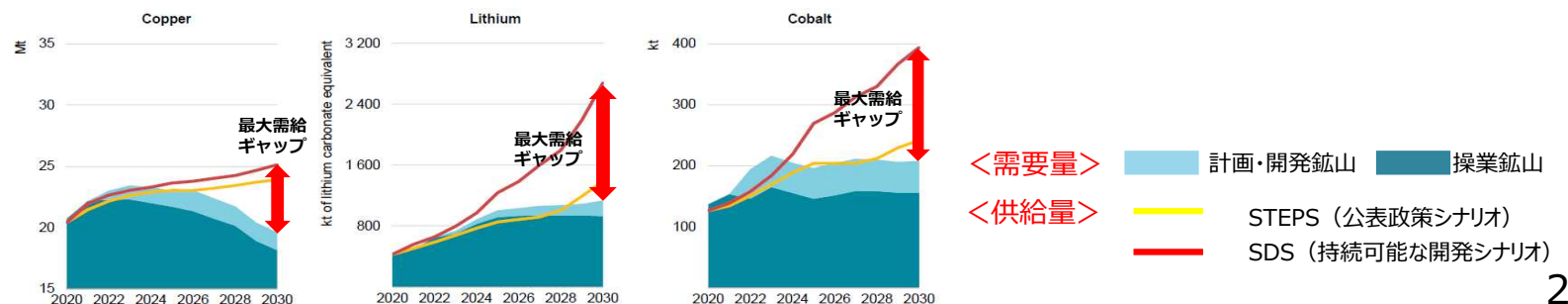
＜シナリオ別石油・ガス需要ギャップ見通し＞



＜需要量＞

■ STEPS (公表政策シナリオ) ■ APS (政策達成シナリオ) ■ NEZ (ネットゼロ達成シナリオ)

＜シナリオ別銅・リチウム・コバルト需要ギャップ見通し＞



(出典) The Role of Critical Minerals in Clean Energy Transitions, IEA, 2021

(3-5) 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長

延長

(固定資産税)

- 2030年度のエネルギーミックス実現に向け、**再生可能エネルギーの更なる導入拡大を推進することが重要。**
- 他方、再エネ発電事業の導入初期には、様々な事業リスクがあり、投資判断を行う上での障害となっている。
- 事業リスクへの対応や再投資拡大を図り、地域における最大限の再エネ普及に寄与するため、**再エネ発電設備に係る固定資産税を事業当初の3年間軽減する税制措置を2年間延長**する。

改正概要

【適用期限：令和5年度末まで】



対象設備	発電出力	課税標準
太陽光発電設備 (自家消費型補助金を受け取得した設備)	1,000kW以上	3/4(7/12~11/12)
	1,000kW未満	2/3(1/2~5/6)
風力発電設備	20kW以上	2/3(1/2~5/6)
	20kW未満	3/4(7/12~11/12)
中小水力発電設備	5,000kW以上	3/4(7/12~11/12)
	5,000kW未満	1/2(1/3~2/3)
地熱発電設備	1,000kW以上	1/2(1/3~2/3)
	1,000kW未満	2/3(1/2~5/6)
バイオマス発電設備 (2万kW未満)	1万kW以上	2/3(1/2~5/6)
	1万kW未満	1/2(1/3~2/3)

3年間キャッシュフローを改善

再エネ導入に伴う事業リスクの例

- 土地取得調整・環境アセスメントの長期化 (事前のリスク)
- 機器の性能リスク、災害・発電量リスク (事後のリスク)
- 燃料価格の高騰 (バイオマス発電)、蒸気量の減少による追加コスト (地熱発電) 等



高い設備導入コスト

※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「わがまち特例」を適用(上表の括弧書の間で設定)。

- 次のエコカー減税等の期限到来時に、自動車関係諸税について、カーボンニュートラル実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について検討を行う。

『令和4年度税制改正大綱』(令和3年12月10日)

第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

1. 成長と分配の好循環の実現

(8) 経済と環境の好循環の実現

車体課税については、自動車業界がCASEに代表される100年に一度ともいわれる大変革に直面する中、**次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う**ことを前提に、一定の猶予期間を設けることとしたところである。車体課税の見直しに当たっては、令和3年度税制改正大綱で示した方針に基づき引き続き検討を進める。

第三 検討事項

5 自動車関係諸税については、**2050年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとする**とともに、**自動運転をはじめとする技術革新**の必要性や**保有から利用への変化**、**モビリティの多様化を受けた利用者の広がり**等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するための**インフラの維持管理や機能強化の必要性**等を踏まえつつ、**国・地方を通じた財源を安定的に確保していく**ことを前提に、**受益と負担の関係も含め**、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

第三 検討事項（抜粋）

カーボンニュートラル実現に向けたポリシーミックスについては、政府の議論も踏まえつつ、産業競争力の強化、イノベーションや投資の促進につながり、成長に資するものとなるかどうかという観点から、専門的・技術的な検討を進める。その際、現下の経済情勢や代替手段の有無、国際的な動向や我が国の事情、産業の国際競争力への影響等を踏まえ、国益の観点から、主体的かつ戦略的に検討するものとする。

4. 企業のグローバル化に対応した事業環境整備

(4-1) 経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応

その他

- 本年10月、OECD/G20を中心に、**①市場国への課税権の配分・②グローバル最低税率課税（15%）について最終合意が実現**。今後、2022年に多国間条約策定や国内法化を行い、2023年の適用開始を目指すとしている。

Pillar1（市場国への課税権配分）

市場国に支店等の物理的拠点（PE）を持たずとも一定の売上がある場合は、市場国に課税権を配分

①全世界売上高200億ユーロ（約2.6兆円）超かつ利益率10%超※

※採掘産業及び規制された金融サービスは除外

②超過利益（利益率10%を超える部分）のうち25%を、市場国に対し、売上に応じて定式的に配分。

③英仏等の一部の国で導入済みの独自措置は廃止する方向。等

Pillar2（グローバル最低税率課税）

法人税の最低税率（15%）を設定し、海外子会社の不足分を本国で合算課税

①最低税率については、15%。

②課税対象となるのは、売上高7.5億ユーロ（約1,000億円）以上。

③対象所得から、有形資産簿価と支払給与の5%を除外（当初10年は特例あり）等

⇒ 今後の詳細設計や国内法化に当たっては、わが国企業等への過度な負担とならないように既存制度との関係などにも配慮しつつ、必要な検討を行う。

(参考) 令和4年度与党税制改正大綱における記載 (関連部分)

- 令和4年度与党税制改正大綱において、今後国際合意に則った法制度の整備を進めるに当たって、**わが国企業等への過度な負担とならないように既存制度との関係などにも配慮しつつ、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する**という点が明記された。

3. 国際課税制度の見直し

経済のグローバル化が進展し、デジタル技術が経済活動の隅々まで浸透する中、モノを中心とした時代に形成された国際課税原則（「恒久的施設（P E：Permanent Establishment）なければ課税なし」等）が適切に機能せず、市場国で公平な課税を行えないといった問題が顕在化している。

また、過度な法人税の引下げ競争により各国の法人税収基盤が弱体化するとともに、企業間の公平な競争条件が阻害されるといった状況が生じている。

こうした国際課税上の課題への対応は喫緊の課題であるとの認識のもと、本年10月、OECD/G20「BEPS（注）包摂的枠組み」において、国際的な合意がまとめられた。本国際合意は、税制の不確実性をもたらす一国主義的な課税措置の拡散を防止する観点から、100年来続いてきた国際課税原則を見直し、市場国に新たな課税権を配分するものである。加えて、グローバル・ミニマム課税の導入は、法人税の引下げ競争に歯止めをかけるとともに、わが国企業の国際競争力の維持及び向上にもつながるものである。わが国は、BEPSプロジェクトの立上げ時から、国際課税改革に関する議論を一貫して主導してきたところであり、本国際合意を強く歓迎する。

（注）Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転

今後、本国際合意の実施に向け、多国間条約の策定・批准や、国内法の改正が必要となる。制度の詳細化に向けた国際的な議論に引き続き積極的に貢献するとともに、国際合意に則った法制度の整備を進める。その際、**わが国企業等への過度な負担とならないように既存制度との関係などにも配慮しつつ、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する。**（以下略）